

南あわじ市 子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月
南 あ わ じ 市

ごあいさつ 「地域の子育て力」



日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定され、平成27年度から子ども・子育て新制度がスタートします。

「地域は人から」です。子育て支援すなわち人口減少対策は、取り組んですぐに効果が表れるものではないため早急な取り組みが必要であり、全国に先駆けて本市独自の思い切った支援として、平成27年度から3歳以上の保育料を無料にする決断をいたしました。

本計画では、これらの独自施策のほかに、子ども・子育て新制度に対応するため幼児期の学校教育・保育の提供体制や、地域子ども・子育て支援事業の提供体制などについて示し、市の子育て支援を総合的に推進していくこととしています。「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすには、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが大切です。そのためには保護者、行政のみならず、「地域の子育て力」が重要になってきます。市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、計画の策定にあたり多大なご協力をいただきました「南あわじ市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査を提出いただいた保護者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

南あわじ市長 中 田 勝 久

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画策定体制	3
6. 新制度の概要	3
第2章 子どもと家庭をとりまく状況	7
1. 子どもをとりまく現状	7
2. ニーズ調査結果からみる子どもや子育ての状況	14
第3章 子育て支援に関する主な施策・事業の現状と課題	25
1. 主な施策・事業の実施状況	25
2. 子育て支援に関する課題	29
第4章 計画の基本的考え方	30
1. 基本理念	30
2. 基本目標	31
3. 施策の体系	33
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	36
1. 将来推計人口	36
(1) 就学前児童の人口推計	36
(2) 就学児童の人口推計	37
2. 認定区分	38
3. 教育・保育提供区域	39
(1)教育・保育	39
(2)地域子ども・子育て支援事業	39
4. 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方	40
5. 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容	41
(1)幼稚園及び認定こども園(保育の必要のない児童)	41
(2)保育所及び認定こども園(保育の必要な児童)	42

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	43
(1)利用者支援事業【新規】	43
(2)延長保育事業(0~5歳)	44
(3)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	45
(4)子育て短期支援事業【ショートステイ】(0~5歳)	47
(5)乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)	48
(6)養育支援訪問事業	49
(7)地域子育て支援拠点事業(0~2歳)	50
(8)一時預かり事業(0~5歳)	51
(9)病児・病後児保育事業(0~5歳)	53
(10)ファミリー・サポート・センター事業(小学生)	54
(11)妊婦健康診査	55
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	56
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	56
第6章 計画の推進・評価等	57
1. 計画の推進	57
2. 計画の評価・検証	57
資料編	58
1. 南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿	58
2. 南あわじ市子ども・子育て会議条例	59



南あわじ市子育て応援シンボルキャラクター

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。それにともない、家庭や地域の子育て機能は低下し、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待の増加など、多様な問題が浮かび上がっています。こうした中、次代を担う子どもの健全で幸福な成長を促し、社会全体で子育て家庭を支援する体制の整備が急務となっています。

わが国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も少子化は進行しています。平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41であり、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のこと、わが国ではおおむね2.07程度）を大きく下回っています。

国の動向は、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを実施してきました。そして、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな子ども・子育て支援法では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

これを受け、本市では、平成27年3月に「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、子育て支援に関するさまざまな施策を推進していきます。

2. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。家庭における子育てを中心に地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本指針となるものです。

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、次世代育成支援行動計画の理念と内容の一部を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「南あわじ市総合計画」を上位計画と位置づけ、「南あわじ市地域福祉計画」などの関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとします。

【関連計画】

- ・南あわじ市総合計画
- ・南あわじ市地域福祉計画
- ・南あわじ市教育振興基本計画
- ・南あわじ市障害者計画及び障害福祉計画
- ・南あわじ市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・南あわじ市男女共同参画プラン
- ・南あわじ市健康増進計画（健康南あわじ21）

4. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
次世代育成支援後期行動計画									
					 新制度				子ども・子育て支援事業計画（本計画）

5. 計画策定体制

(1) 計画の策定組織

本計画は、南あわじ市子ども・子育て会議での検討を踏まえて策定しました。南あわじ市子ども・子育て会議は、保護者をはじめ、学校・保育所・幼稚園や子育て支援に関する活動を行う地域活動団体の関係者などから構成され、計画案や市の子育て支援施策について検討を行いました。

(2) 実態把握

本計画の策定にあたって、市民の子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。

6. 新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化したうえで、学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、家庭における養育支援の充実を図るものです。

(1) 主なポイント

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善期

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実(認定こども園・幼稚園・保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設)

地域の子ども・子育て支援の充実

- ・子育てに対する多様な支援の充実(利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業・放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実)

(2) 納付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されます。

子ども・子育て支援給付

当支援給付は「施設型給付」「地域型保育給付」「子どものための現金給付（児童手当）」で構成されます。

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付 (小学校に入る前までの子対象)

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

※給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり、給付を受け取る仕組み（法定代理受給制度）となります。

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 事業所内保育
- 居宅訪問型保育

平成27年4月から新たに創設される給付費で、これまでバラバラだった財政支援が一本化して支給

4つの「地域型保育事業」として市町村が認可した事業を支援対象として給付

子どものための現金給付

- 児童手当



地域子ども・子育て支援事業

当支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭を対象として実施する以下の各種事業が対象となります。

また、新制度のもとでは、各種事業が「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠組みの中に含まれることとなり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じたサービスを提供する一体的な制度設計・運営が行われることになります。

地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業【新規】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、及び相談・助言等を行う事業

② 延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子が通常の利用日及び時間以外に、保育所で保育を実施する事業

③ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して生活の場を与える事業

④ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の際、児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供等を行う事業

⑧ 一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等で預かる事業

⑨ 病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペースで、病児を看護師等が一時的に保育する事業

⑩ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑪ 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

世帯所得の状況等を勘案して、施設等に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等を助成する事業

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

民間事業者の促進のための調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

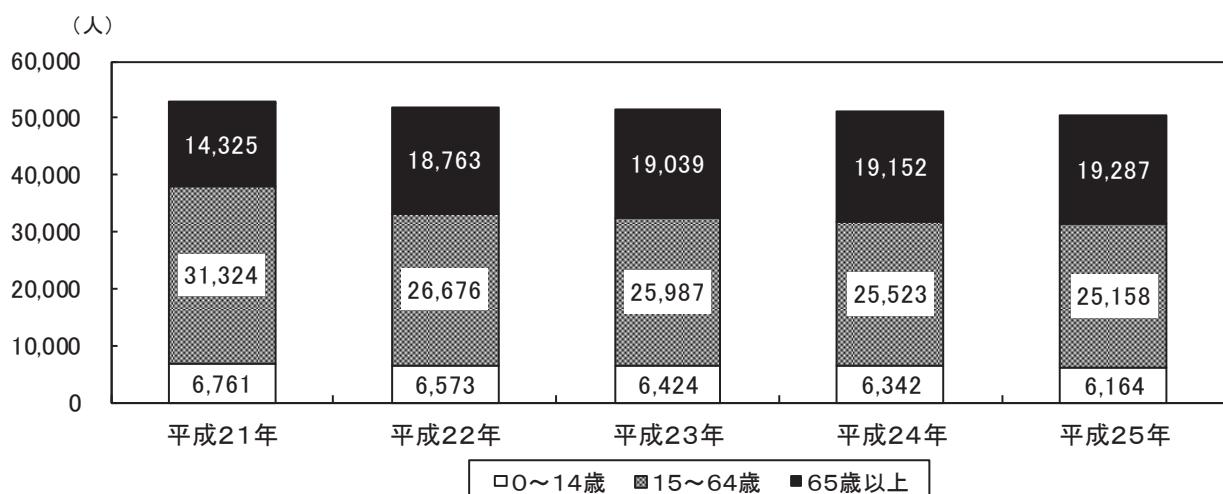


第2章 子どもと家庭をとりまく状況

1. 子どもをとりまく現状

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成 21 年以降年々減少し、平成 25 年には 50,609 人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口(0~14 歳)は平成 25 年 6,164 人、生産年齢人口(15~64 歳) 25,158 人まで減少し、一方で高齢者人口(65 歳以上) 19,287 人まで増加しています。



単位：人

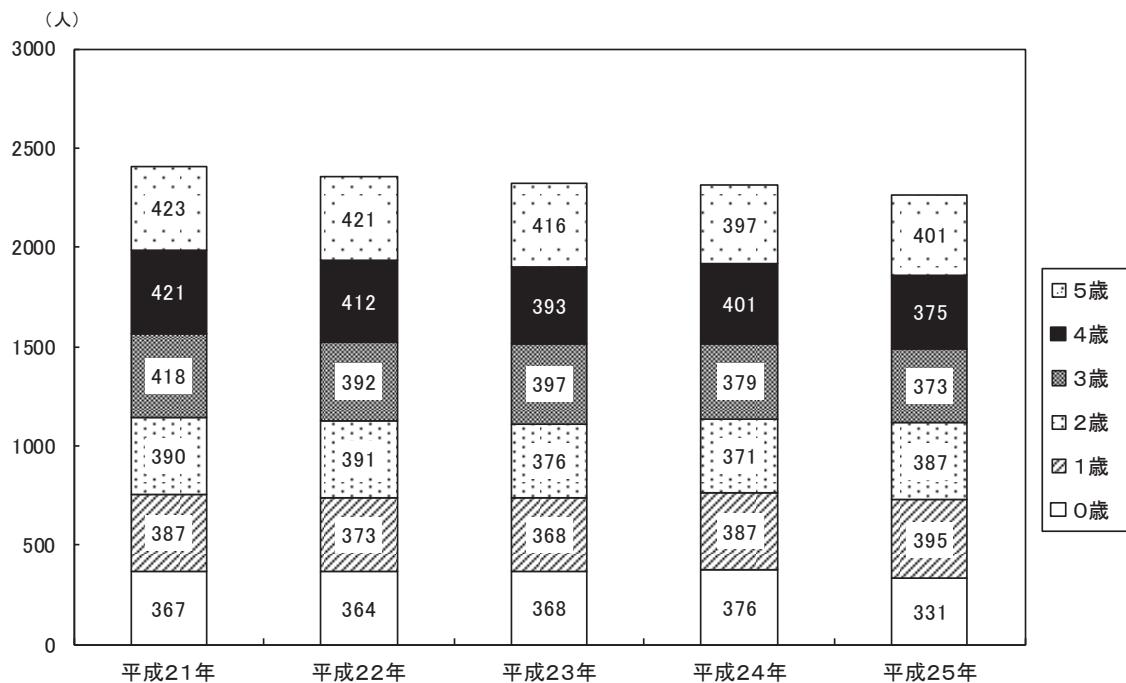
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0~14 歳	6,761 (12.9%)	6,573 (12.6%)	6,424 (12.5%)	6,342 (12.4%)	6,164 (12.2%)
15~64 歳	31,324 (59.8%)	26,676 (51.3%)	25,987 (50.5%)	25,523 (50.0%)	25,158 (49.7%)
65 歳以上	14,325 (27.3%)	18,763 (36.1%)	19,039 (37.0%)	19,152 (37.5%)	19,287 (38.1%)
合計	52,410 (100.0%)	52,012 (100.0%)	51,450 (100.0%)	51,017 (100.0%)	50,609 (100.0%)

※住民基本台帳(各年 3 月末現在)

※()内は構成比率。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0% とならない場合があります。

(2) 年齢別就学前児童数の推移

年齢別就学前児童数の推移をみると、どの年齢もおおむね年々減少傾向にあります。平成25年に5歳児は401人、4歳児は375人、3歳児は373人、2歳児は387人、1歳児は395人、0歳児は331人となっています。

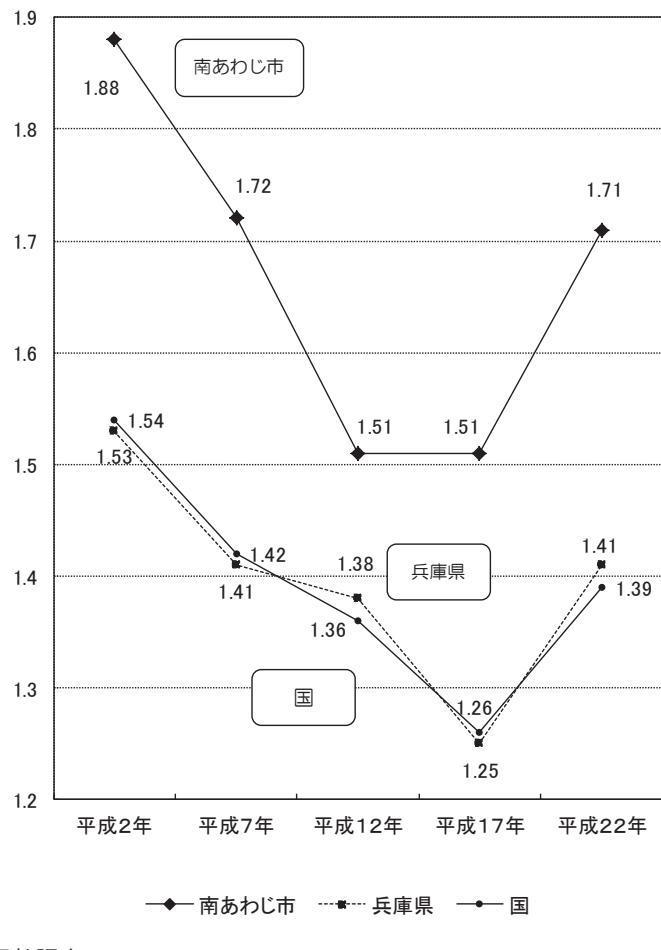


※住民基本台帳(各年3月末現在)



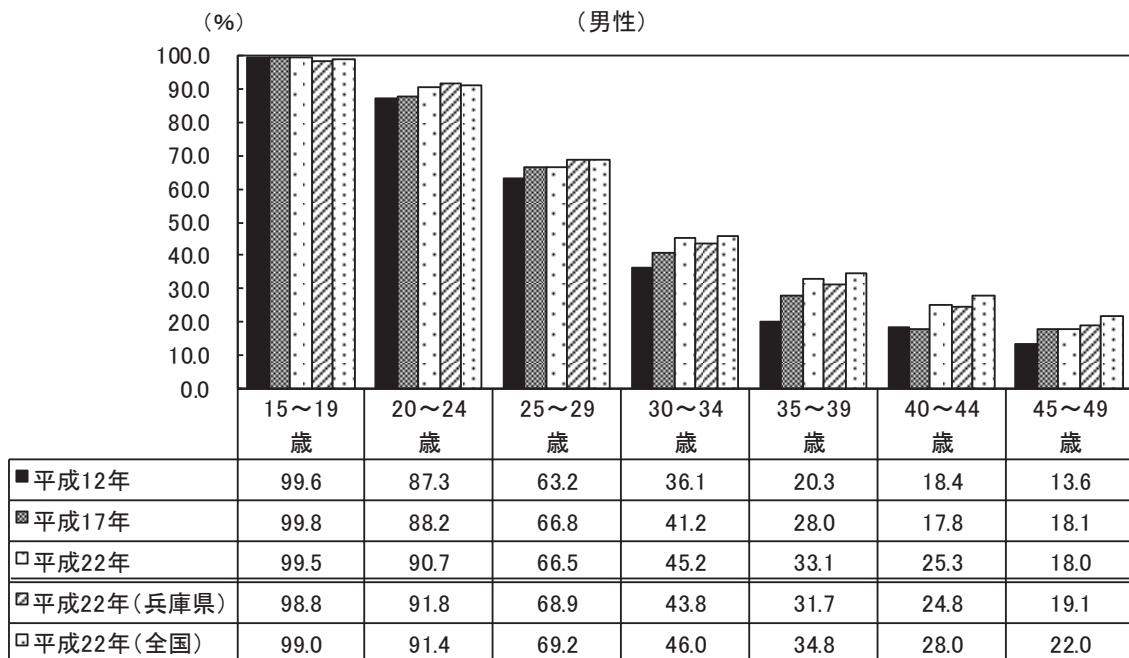
(3) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生の間に産む子ど�数である合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計）をみると、本市は、国、兵庫県より高い水準で推移し、平成17年以降、上昇傾向にあり、平成22年では1.71となっています。

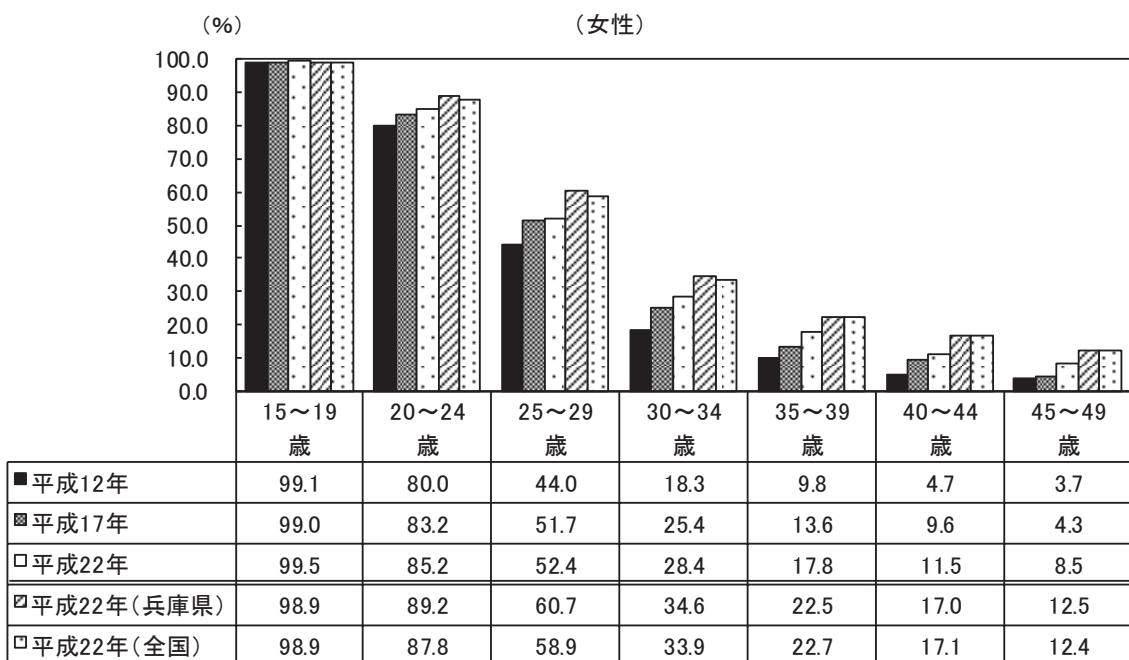


(4) 未婚率の推移

未婚率をみると、どの年齢区分も男女ともに、おおむね年々高まる傾向にあります。全国・兵庫県と比較すると、本市は全国・兵庫県より低い傾向にありますが、男性の30歳～44歳では本市は兵庫県より高くなっています。



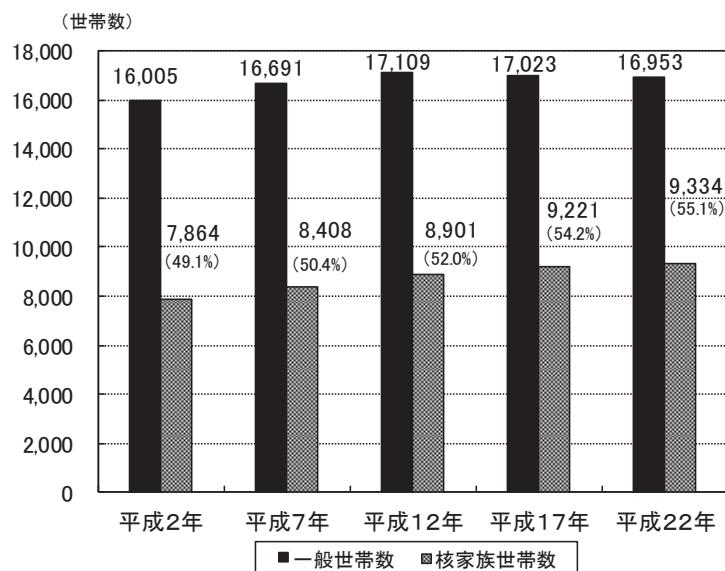
※国勢調査



※国勢調査

(5) 核家族世帯数の推移

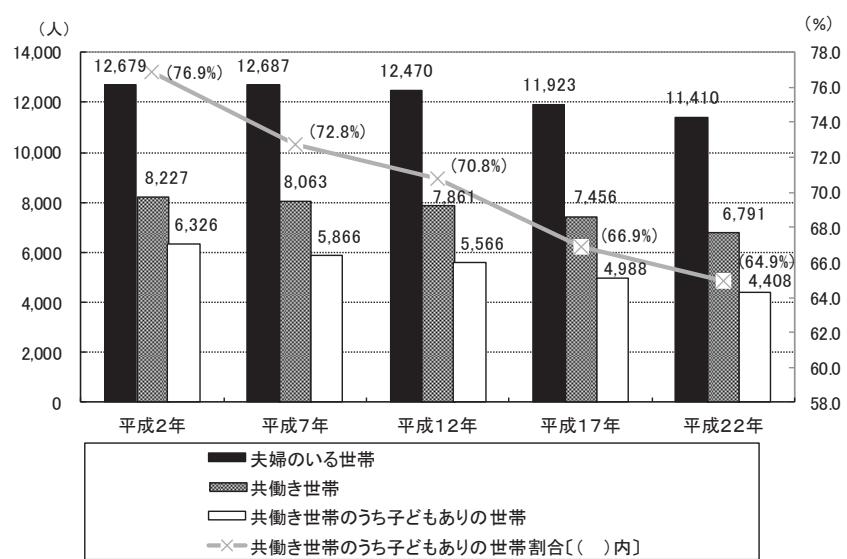
核家族世帯数は年々増加傾向にあり、平成22年では9,334世帯となっています。一般世帯における核家族世帯の割合では、平成2年から増加を続け平成22年では55.1%となっています。



※国勢調査

(6) 児童のいる世帯の推移

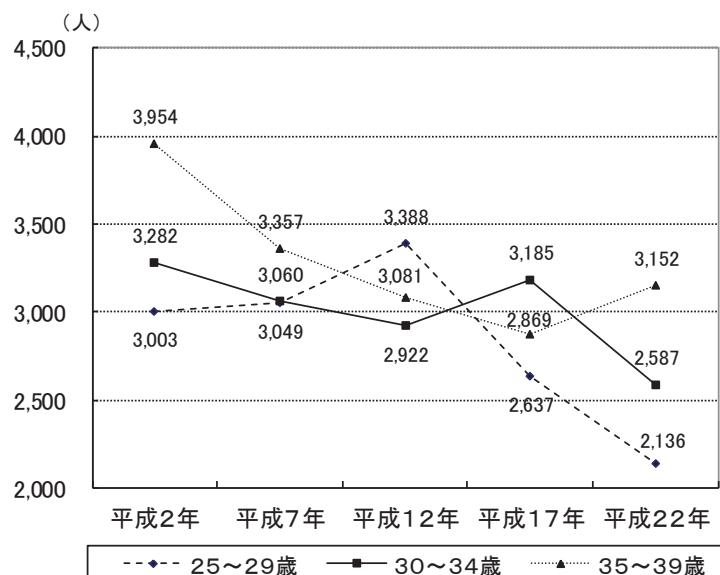
夫婦のいる世帯、共働き世帯、共働き世帯のうち子どもありの世帯、いずれも、毎年で減少しています。また、共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も減少傾向にあります。



※国勢調査

(7) 労働力人口の推移

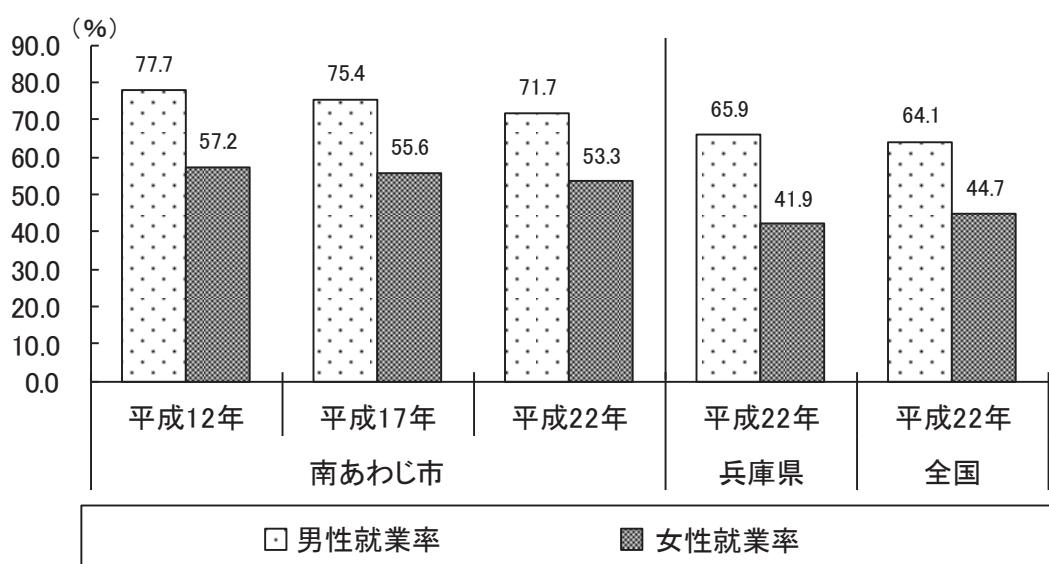
労働力人口を年齢区分でみると、平成17年以降、「25～29歳」「30～34歳」が減少傾向にありますか、「35～39歳」では上昇傾向にあります。平成12年から22年にかけて「25～29歳」が大きく減少しています。



※国勢調査

(8) 就業率の推移

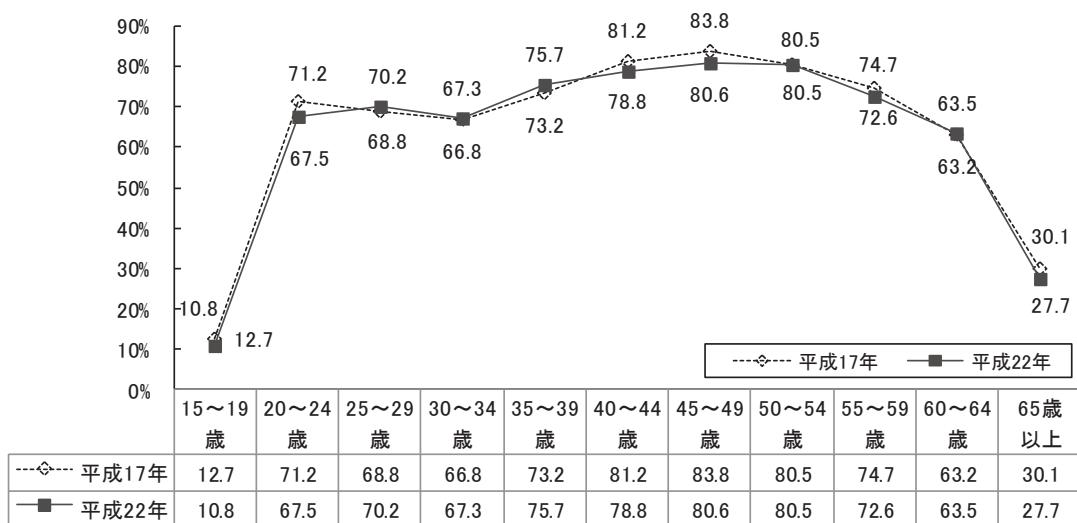
就業率をみると、男女ともに低下傾向にあります。全国・兵庫県と比較すると、男女ともに全国・兵庫県より高くなっています。



※国勢調査

(9) 女性就業率（5歳階級別）の推移

女性就業率（5歳階級別）をみると、「25～29歳」から「30～34歳」で就業率は低下しますが、35歳から49歳まで上昇しています。平成17年と22年を比較すると、20代で若干、就業率が低下傾向にありますですが、年齢階級による傾向に大きな違いはありません。



※国勢調査



2. ニーズ調査結果からみる子どもや子育ての状況

(1) 調査の概要

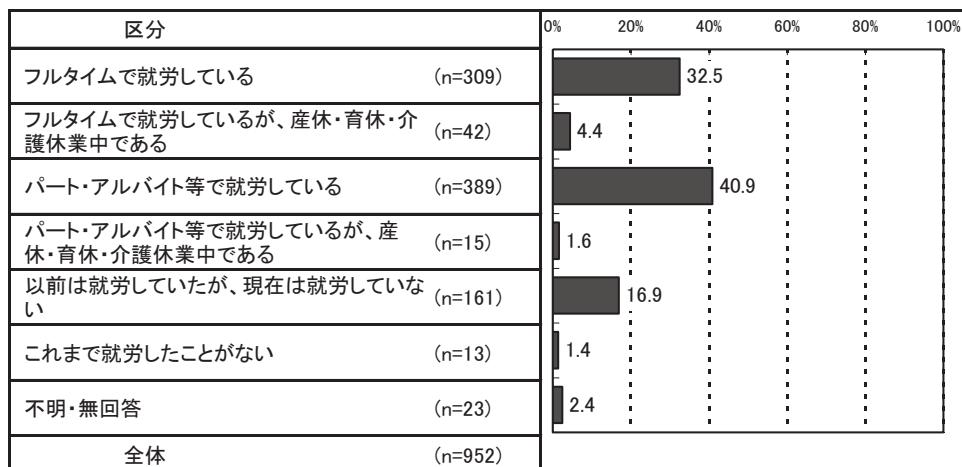
調査対象	南あわじ市に在住の就学前児童及び就学児童（学童保育利用者）の保護者			
抽出方法	無作為抽出			
実施方法	手渡し及び郵送による配布・回収			
調査期間	平成 25 年 11 月 6 日～平成 25 年 11 月 20 日			
回収状況	調査の種類	配布数	回収数	回収率
	就学前児童調査	1,000	952	95.2%
	就学児童（小学生）調査	200	194	97.0%

(2) 母親の就労状況、就労希望

①母親の就労状況

就学前児童の母親の約7割はフルタイムもしくはパート・アルバイトで就労しています。

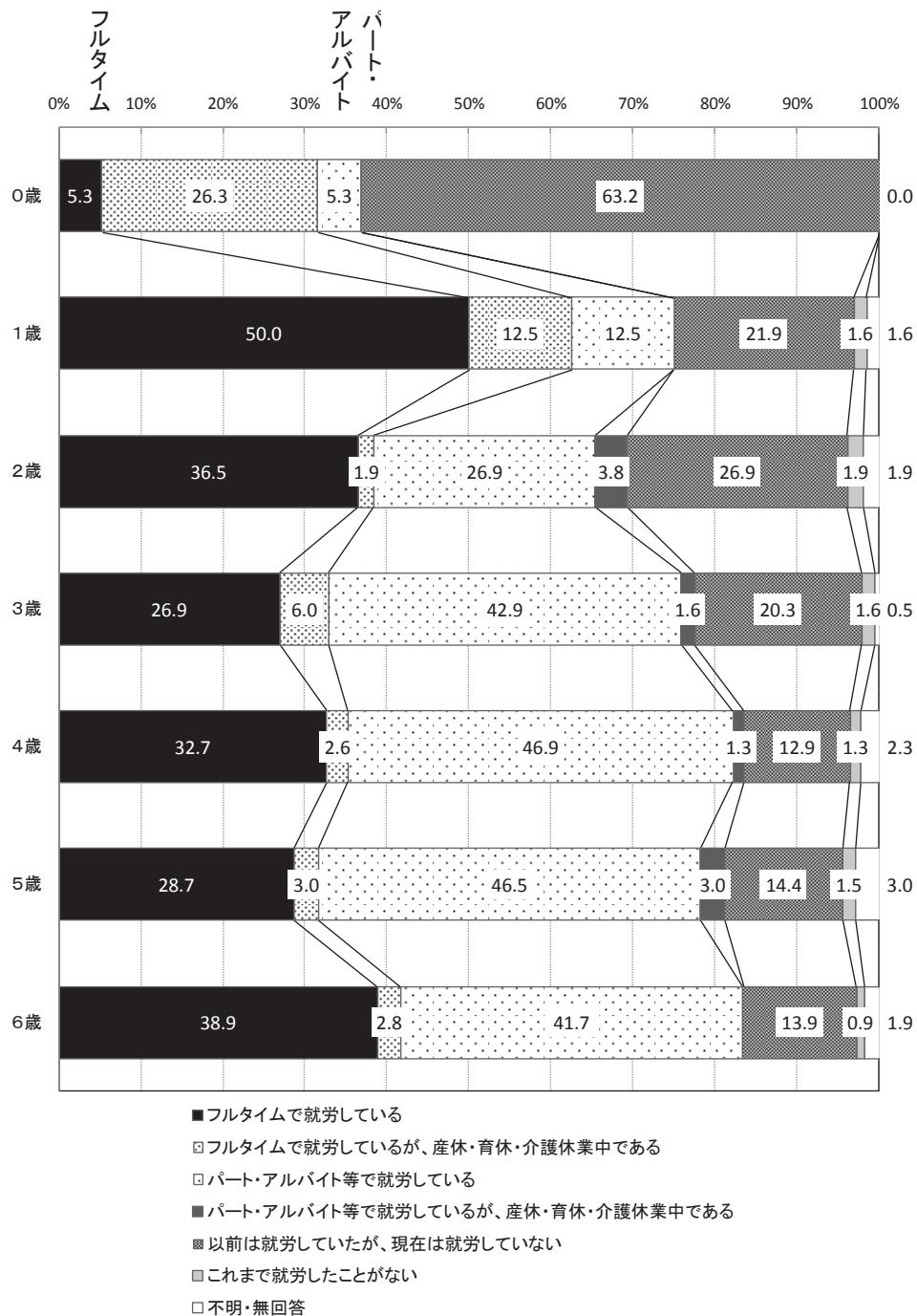
■母親の就労状況



注：グラフ中の「n」は有効回答者数を表す。（以下のグラフでも同様）

母親の就労状況を年齢別にみると、「0歳」ではフルタイム、パート・アルバイト合わせて就労している母親は約1割ですが（産休など休業中を除く）、「1歳」では62.5%に増加します。そして、「2歳」（63.4%）以降、次第にこの割合は高くなっています。（「3歳」（69.8%）、「4歳」（79.6%）、「5歳」（75.2%）、「6歳」（80.6%））子どもを産む前後に休業し、子どもが1歳頃になり再び就労していることが伺えます。

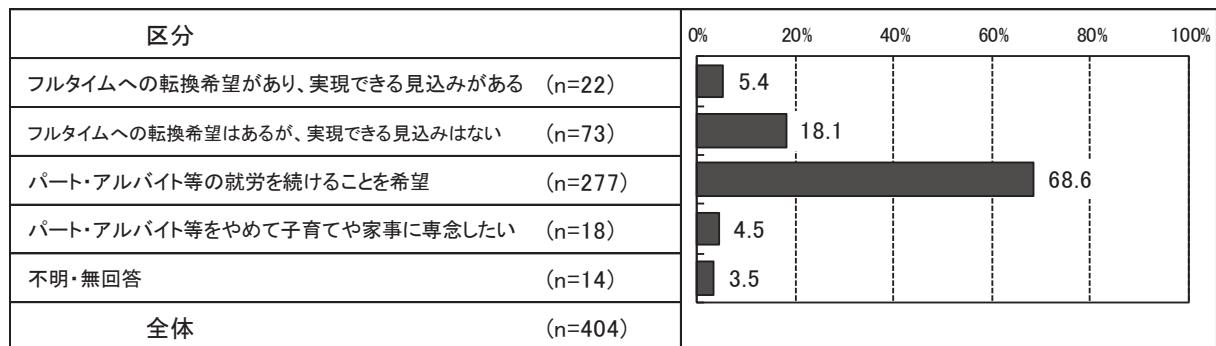
■母親の就労状況(年齢別)



②母親の今後の就労希望

現在、パート・アルバイト等で就労している（産休など休業中を含む）保護者に今後の就労希望を聞いたところ、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が68.6%で最も多く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」（18.1%）、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」（5.4%）が続いています。

■母親の就労希望

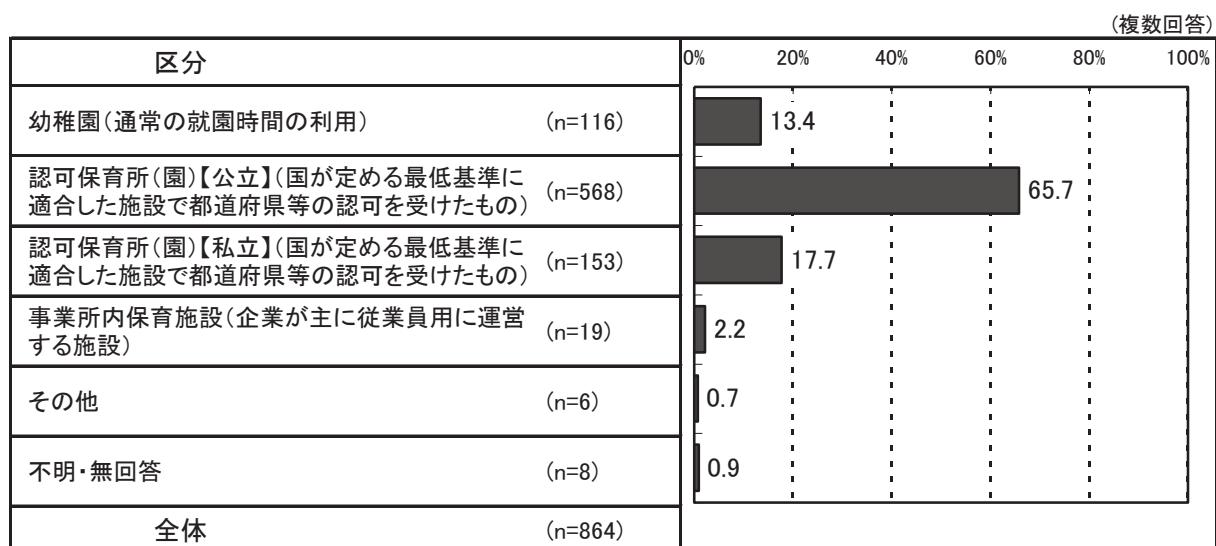


(3) 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況、利用希望

①教育・保育サービスの利用状況

就学前児童の約9割は幼稚園や保育所等のサービスを利用しています。その内、約8割が保育所（公立、私立）、約1割が幼稚園を利用して、就学前児童の大部分が保育所を利用している状況です。

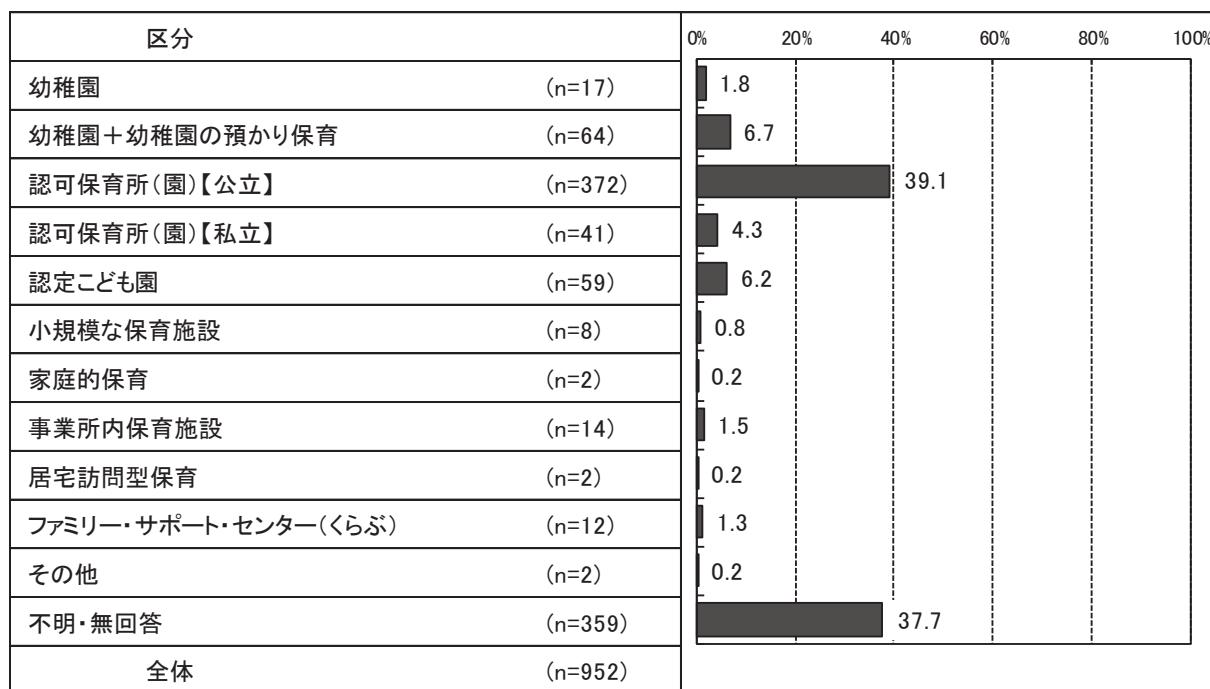
■教育・保育サービスの利用状況



②教育・保育サービスの今後の利用希望

今後、最も利用したい教育・保育サービスでは、「認可保育所（園）【公立】」が39.1%で最も多くなっています。

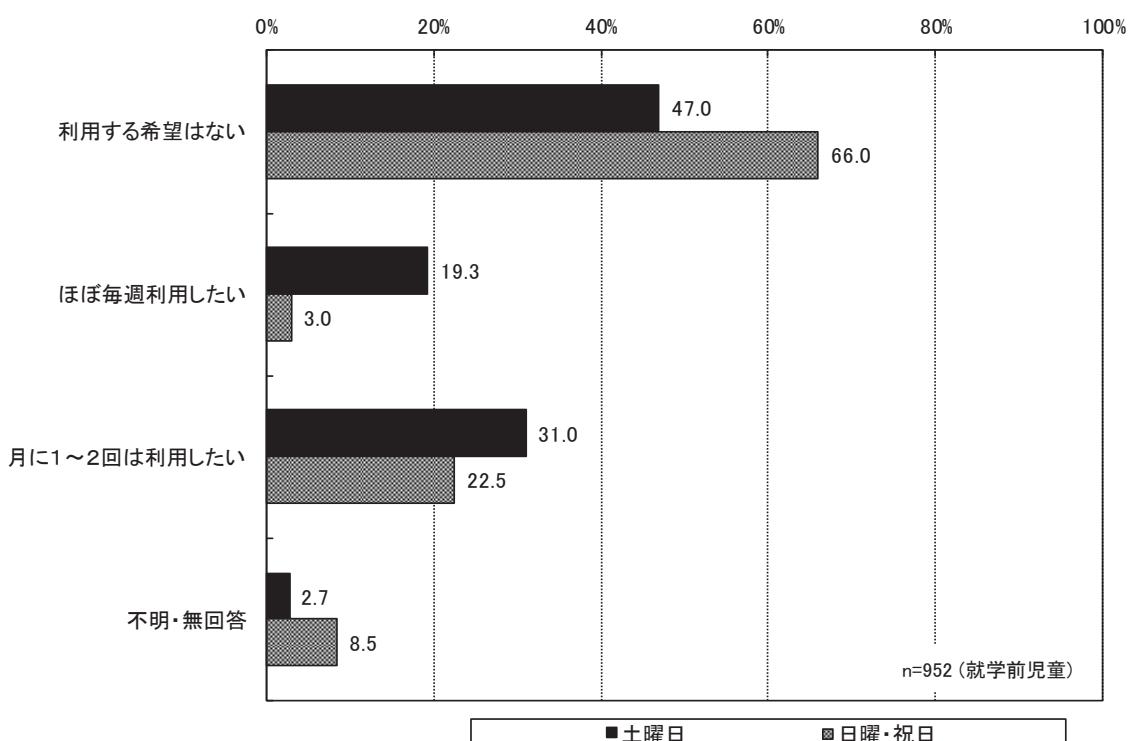
■教育・保育サービスの利用希望



(4) 土曜、休日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用希望

就学前児童の約5割（ほぼ毎週利用したい、月に1～2回は利用したい）が土曜日のサービス利用を希望し、25.5%の人が日曜・祝日のサービス利用を希望しています。毎週の利用ではなく、月に1、2回利用したい理由で最も多いのは「月に数回仕事が入るため」（約6割）となっています。

■土曜、日曜・祝日の利用希望



長期休暇中のサービス利用について、幼稚園利用者の約5割が「毎日利用したい」、約3割が「週に数日利用したい」と回答しています。「週に数日利用したい理由」では、54.5%が「息抜きのため」、45.5%が「週に数回仕事が入るため」と回答しています。

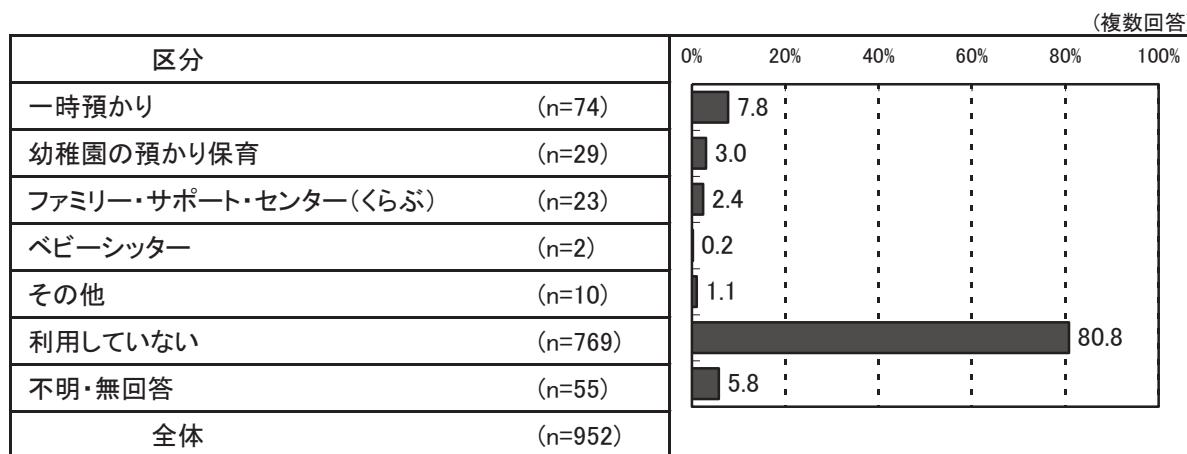
■長期休暇中の利用希望

区分		0%	20%	40%	60%	80%	100%
利用する希望はない	(n=14)						
休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	(n=61)	12.1					
休みの期間中、週に数日利用したい	(n=33)		52.6				
不明・無回答	(n=8)		28.4				
全体	(n=116)	6.9					

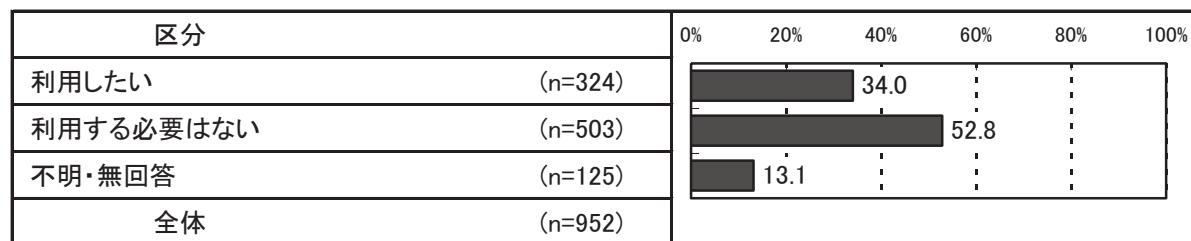
(5) 一時預かり等の利用状況、利用希望

一時預かり等のサービスを現状では利用していない人が就学前児童の約8割となっていますが、約3割が今後の利用意向があると回答しています。

■一時預かり等の利用状況



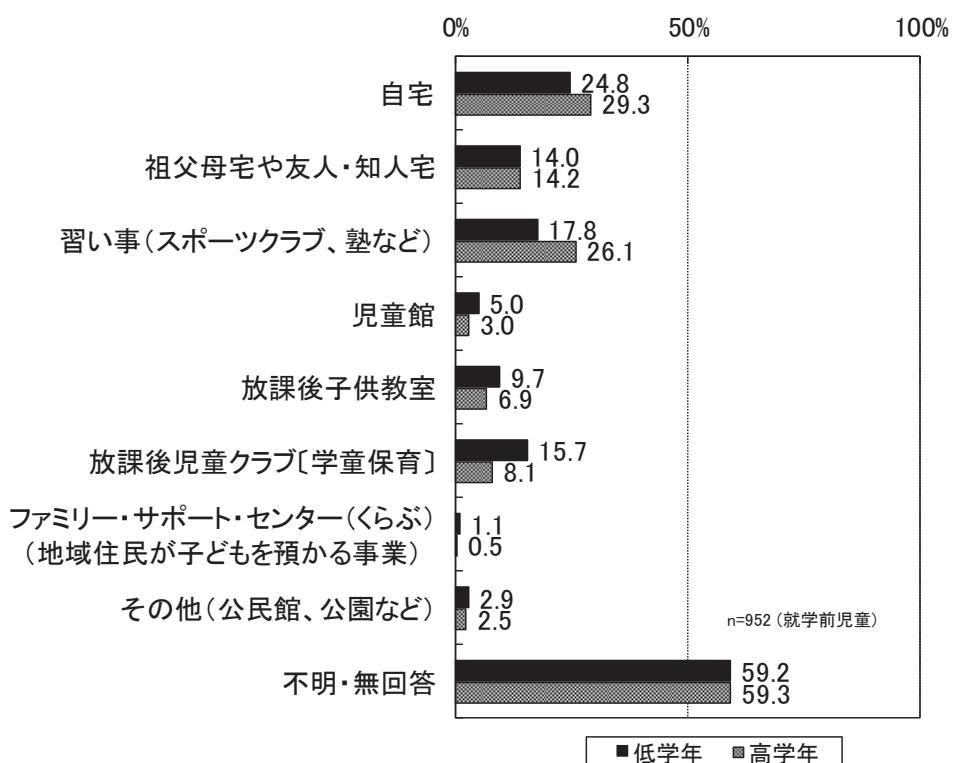
■一時預かり等の今後の利用希望



(6) 放課後に過ごさせたい場所（就学前児童調査）

就学前児童の5歳の児童の保護者に、放課後に過ごさせたい場所について聞いたところ、低学年の中では、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「放課後児童クラブ」が続いています。高学年になれば、「自宅」が最も多く、「習い事」が続いているですが、低学年に比べ割合は高くなっています。放課後児童クラブは、高学年では低学年より利用希望が少なくなっています。

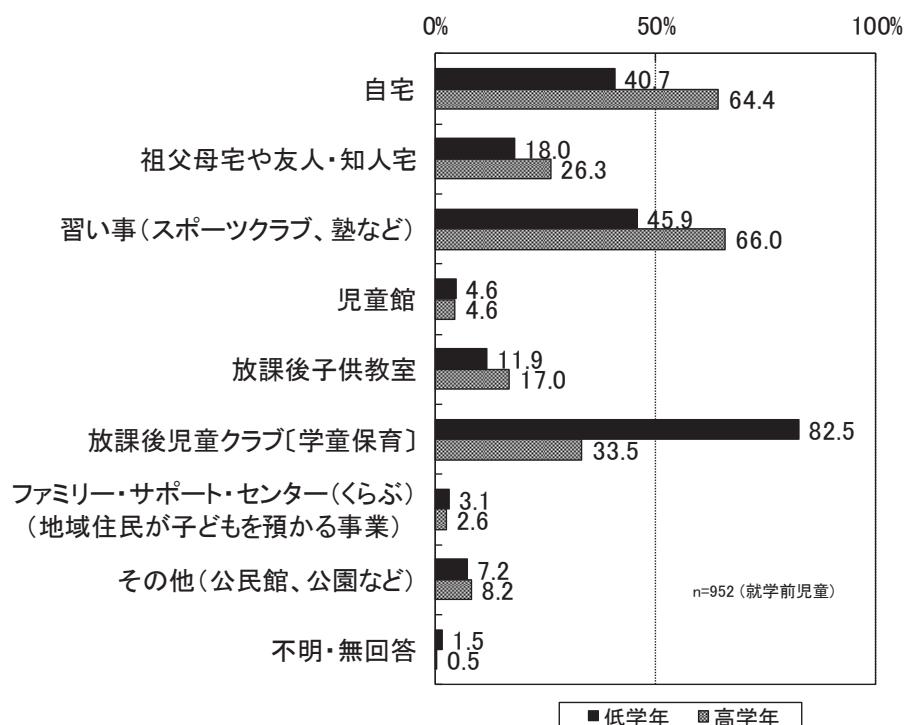
■放課後に過ごさせたい場所(就学前児童調査)



(7) 放課後に過ごさせたい場所（小学生調査）

放課後児童クラブを利用している1年生～3年生の保護者に、放課後に過ごさせたい場所について聞いたところ、低学年の間は放課後児童クラブを利用していても、高学年では、「習い事」や「自宅」で過ごさせたいという結果となっています。

■放課後に過ごさせたい場所（小学生調査）



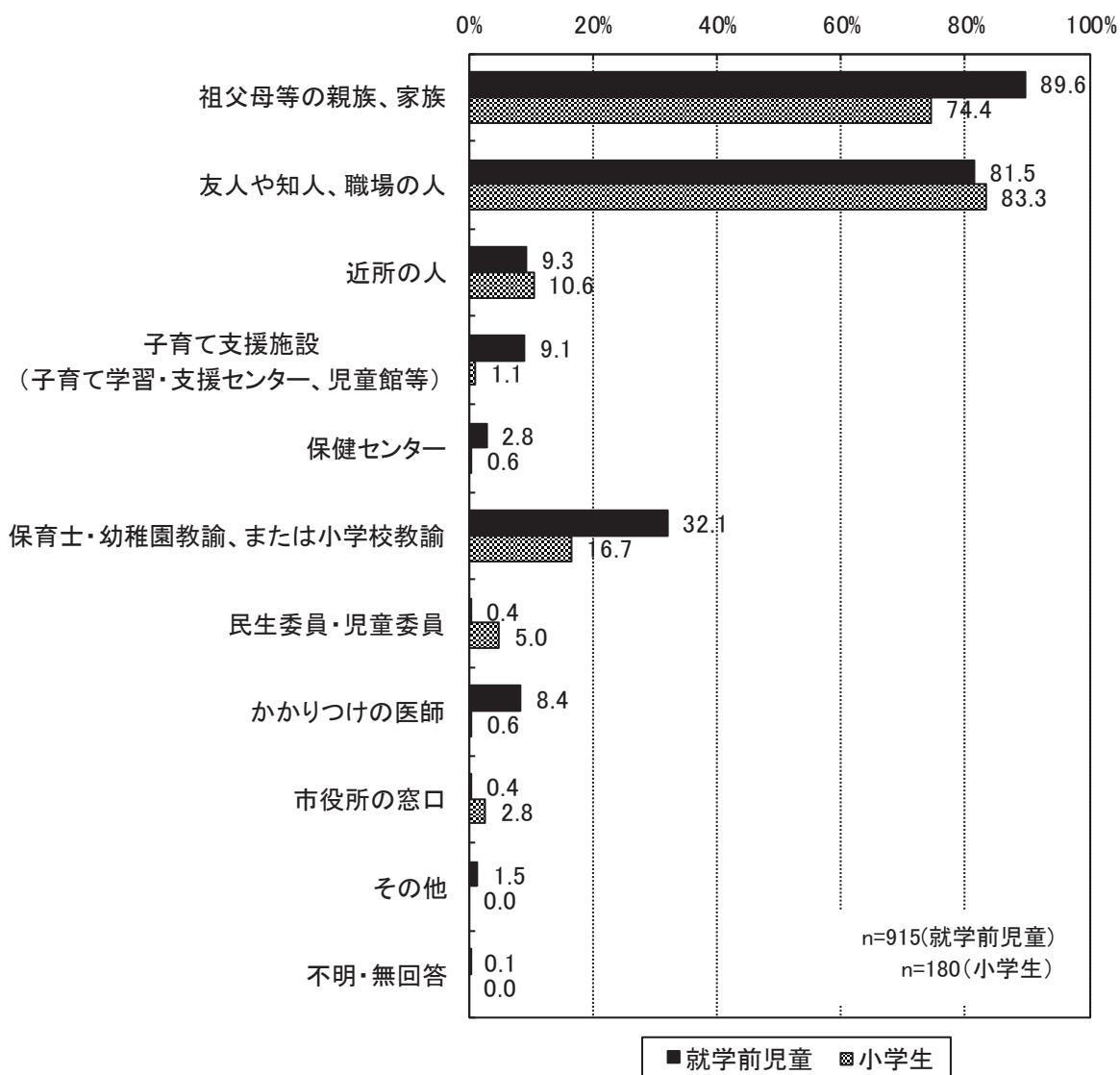
(8) 相談相手

相談相手について、就学前児童では、「祖父母等の親族、家族」が89.6%で最も多く、「友人や知人、職場の人」(81.5%)、「保育士・幼稚園教諭」(32.1%)が続いています。

小学生では「友人や知人」が83.3%で最も多く、「祖父母等の親族」(74.4%)、「小学校教諭」(16.7%)が続いています。

就学前児童では、「祖父母等の親族、家族」が「友人や知人、職場の人」を上回っていますが、小学生では「友人や知人、職場の人」が「祖父母等の親族、家族」を上回っています。

■相談相手



(9) 子育てサービスの利用状況、利用希望

①子育てサービスの利用状況

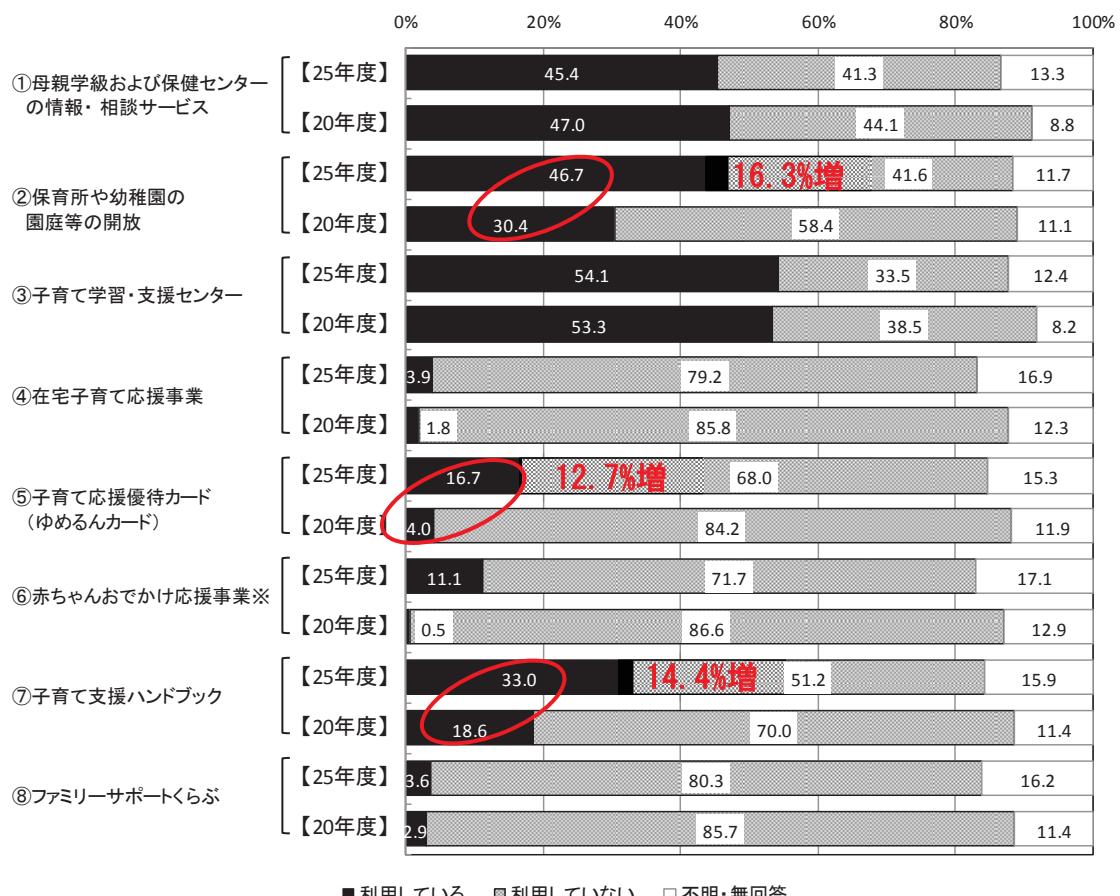
主な事業の利用度について平成 20 年度と平成 25 年度を比較すると、利用度では「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が 16.3% ポイント増で最も増加し、「子育て支援ハンドブック」(14.4% ポイント増) と「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」(12.7% ポイント増) が続いている。

認知状況を踏まえて利用状況をみると、認知度が大きく増加した「保育所や幼稚園の園庭等の開放」や「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」の利用状況がより大きく増加しており、事業を知ったことが利用者の増加の 1 要因と考えられます。

「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」や「子育て支援ハンドブック」は他の事業より多く増加しましたが、平成 25 年度における利用度は、それぞれ 16.7%、33.0% に留まっており、今後、利用者を増やすための活動が必要と考えられます。

一方、認知度が大きく増加した「赤ちゃんおでかけ応援事業」の利用度は、大きく伸びていない状況です。

■利用状況



※「赤ちゃんおでかけ応援事業」…赤ちゃん連れでお出かけしやすいように、新生児の保護者へおむつ替えタオル、お出かけエコバックなどを配付したり、公共施設にベビーベッド、トイレ用ベビーシートなどを設置したりしています。

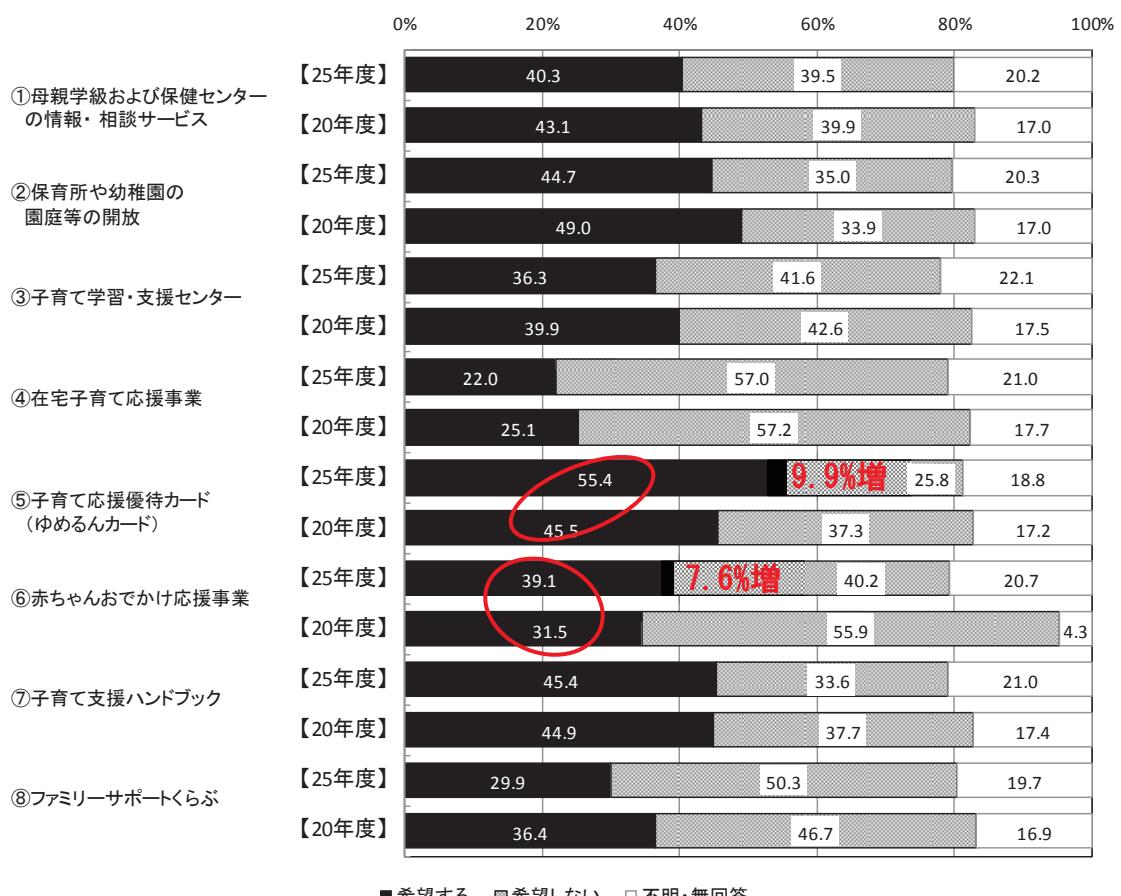
②子育てサービスの今後の利用希望

主な事業の利用希望について平成20年度と平成25年度を比較すると、利用希望では「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」で9.9%ポイント増と最も増加し、「赤ちゃんおでかけ応援事業」（7.6%ポイント増）が続いている。上記の2つの事業以外では、利用希望の経年変化が減少している事業が多い状況です。

「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」は認知度、利用度、利用希望がすべて増加しているため、本事業へのニーズがあると考えられます。今後利用者を増加させるためには、協賛店の増加や認知度を上げるためのPR活動が必要と考えられます。

一方、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」では利用希望は減少していますが、約4割の希望があり、認知度、利用度では増加していたことから、公園のように気軽に遊べる場としてのニーズがあることが伺えます。

■今後の利用希望



第3章 子育て支援に関する主な施策・事業の現状と課題

1. 主な施策・事業の実施状況

※本章において、平成 26 年度実績値は、
事業を実施中のため、見込み数となります。

(1) 教育・保育サービス

①保育所

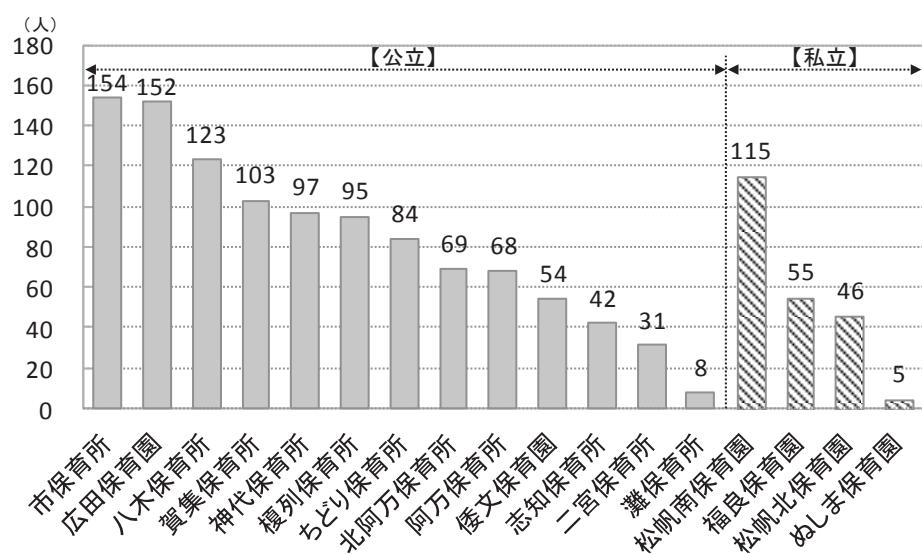
市内には保育所が 17 園（公立 13 園、私立 4 園）あり、さまざまな事情のために、家庭で保育できない児童を対象に保育サービスを実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	17 か所				
定員	1,515 人	1,505 人	1,455 人	1,445 人	1,445 人
児童数	1,322 人	1,325 人	1,264 人	1,283 人	1,301 人

※人数は入所児童数（公立・私立含む）。各年5月1日現在

※他市町より受託児童含む。

【保育所別入所数】



※平成 26 年5月現在

②幼稚園

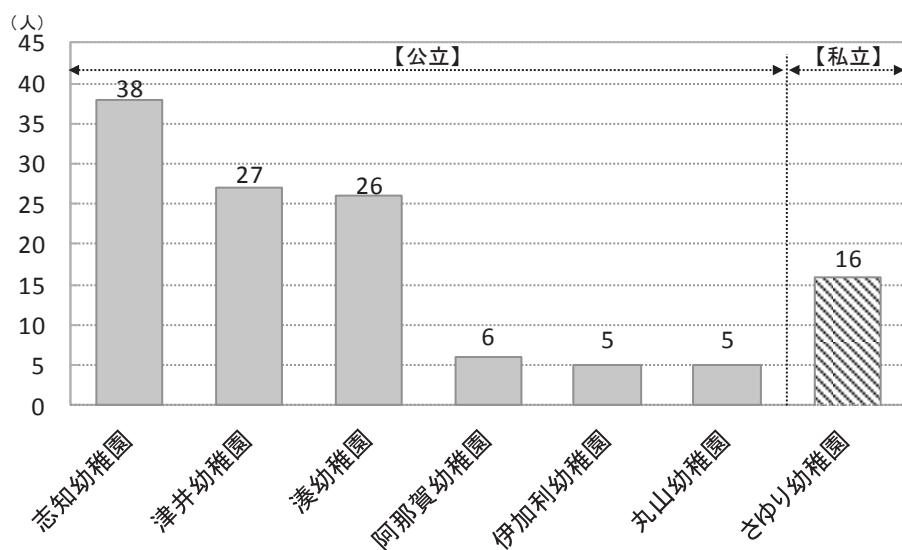
市内には幼稚園が7園（公立6園、私立1園）あり、幼児教育を実施しています。なお、辰美校区の公立3園では、日常的に交流保育を実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	7 か所				
定員	560 人				
児童数	116 人	112 人	96 人	97 人	123 人

※人数は入園児童数(公立・私立含む)。各年5月1日現在。

※他市町より受託児童含む。

【幼稚園別入所数】



※平成 26 年5月現在

(2) 延長保育事業

延長保育は、市保育所、松帆南保育所、松帆北保育所の3か所で実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	3 か所				
延べ利用者数	805 人	634 人	569 人	649 人	-

※延べ利用人数は各年における月毎の利用人数の合計。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ることを目的に、小学校の低学年児童で放課後家庭において保護者の保護が受けられない児童を対象に実施しています。

また、本事業は、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ること、また、異年齢間の交流により、子どもたち同士での自立や協調性が養われることもめざしています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
定員	220 人	240 人	240 人	240 人	240 人
登録児童数	233 人	263 人	268 人	230 人	259 人

※小学1年生～3年生が対象。各年5月1日現在。

(4) 放課後子供教室

放課後子供教室は、ボランティアスタッフと宿題をしたり、遊ぶための教室で、放課後児童クラブが未実施の校区に開設しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	6 か所				
定員	120 人				
登録児童数	111 人	91 人	84 人	76 人	77 人

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業では、保護者の疾病、看護、事故などで、一時的に児童の養育が家庭において困難になった場合に、児童福祉施設等で一定期間児童を養育します。淡路学園、明石乳児院でショートステイ受入れを実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
利用者数	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人

(6) ファミリー・サポートくらぶ

ファミリー・サポートくらぶでは、さまざまな用事で乳幼児を一時的に預かる子育て支援を登録制で実施しています。地域の子育て力である地域ボランティアが主体となって、「子育ての手助けをして欲しい人」と「手助けをしてあげたい人」が相互援助する会員組織を運営しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	7 か所				
提供会員数	76 人	79 人	80 人	76 人	77 人

(7) 地域子育て支援拠点事業

子育て学習・支援センターを拠点に、乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言などの援助を実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	1 か所				
登録数	387 組 438 人	369 組 404 人	405 組 442 人	358 組 401 人	370 組 425 人

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児のいる家庭をすべて訪問し、親子の心身の状況を把握し、子育て支援の情報提供の場として事業展開しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問家庭数	350 件	356 件	326 件	326 件	340 件
実施率	94%	93%	96%	95%	97%

(9) 妊婦健康診査

妊婦が安心して出産できるよう妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
助成数	388 人	390 人	360 人	365 人	390 人

2. 子育て支援に関する課題

■教育・保育サービスの向上

本市では、児童数の減少を背景に、保育所により児童数に大きな差があります。保育所の入所数が 10 名を下回っている保育所もあります。また、幼稚園の児童数についても大きな差があり、入所数が 10 名を下回っている幼稚園は 7 つの幼稚園のうち 3 園となっており、日常的に交流保育を実施しています。教育・保育の向上、保育所や幼稚園における教育・保育事業の効率性を向上させるため、認定こども園への移行や統合、民営化を含めた今後の教育・保育サービスの具体策を検討する必要があります。

■就学児童(小学生)の放課後の居場所の確保

小学生の放課後を過ごす場所を確保するため、放課後児童クラブを毎年 1 か所を増設する計画を進めています。放課後児童クラブの開設できていない小学校区では、放課後子供教室で放課後の居場所の確保をしています。子どもや保護者の利便性を向上するためには、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が必要です。今後は、放課後児童クラブの未開設校区を解消することが必要です。

■地域による子育て支援のサービス向上

地域による子育て支援の拠点として、子育て学習・支援センターを開設していますが、地域による子育て支援に関わる事業やサービス提供の総合的な拠点とはなっていません。このため各事業が連携されていなかったり、また、病児・病後児保育事業など提供できていないサービスもあります。

今後は、子育て支援の保護者ニーズを把握しながら、優先度の高い未実施のサービスを検討していく必要があります。

また、仕事と家庭生活を両立できる労働環境も求められ、子どもを育てながら安心して働き続けられる支援体制の充実に向けて、行政も民間も地域も連携して労働環境整備を図っていくことが求められています。

第4章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

本市が子ども・子育て支援事業を推進するにあたり、次世代育成支援後期行動計画の理念を踏襲し、めざすべき基本理念を次のとおりとします。

地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ

本市は、美しい自然・景観資源や、多くの史跡、淡路人形浄瑠璃、淡路瓦といった歴史・伝統文化資源に恵まれたまちです。近年では、吉備国際大学の誘致や鳴門海峡の渦潮の世界遺産登録に向けての活動など地域の活性化をめざす活動に取り組んでいます。こうした自然や文化に育まれた子どもたちの笑顔は優しさや希望を与えてくれます。

核家族化の進展、共働き家庭の増加、近隣関係の希薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が一層変化し、地域で支え合うことの重要性が高まっています。平成27年4月から市内21か所に設置される市民交流センターの活動では、地域コミュニティの醸成を図るため、日常生活での支え合いや防災における助け合い、子育て世代を支援する場としても期待されています。

子育ては、保護者が第一義的責任をもっています。しかしながら、子育てを単に家庭だけの問題とせず、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が子育てに関心を持つことが重要です。そのため、ワーク・ライフ・バランスを考慮した就労環境や子どもの安全に配慮した生活環境を整備し、母子等の健康を確保して、すべての子どもの生きる力を育むよう支援していきます。また、地域の子どもたちが、笑顔で成長していくため、障がいのある子どもに対して必要な教育・保育の支援を継続的に実施していきます。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、社会全体で取り組むべき課題です。とりわけ、乳幼児期の重要性を踏まえ、発達に応じた適切な質の高い教育・保育や子育て支援に取り組みます。また、地域の人々の心と心が響きあい、子どもたちの笑顔があふれるまちをめざして、結婚・妊娠・出産・育児に至る切れ目のない支援に取り組んでいきます。

2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の8つを基本目標に設定し、総合的な施策を展開します。

基本目標1

すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり

子どもがいきいきと健やかに育つためには、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

基本目標2

安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

安心してゆとりをもって子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を支援することが必要です。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をし、子育ての不安を軽減することが必要です。そのため、安心して子どもを預けられる環境づくりをめざして、子育て情報の提供と相談体制など、子育て家庭の支援に取り組みます。

基本目標3

地域で子どもの成長を育むまちづくり

地域全体で子育てを支えるため、社会のすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、身近な地域においてすべての子どもや子育てを見守り、支えあうための仕組みづくりに取り組みます。

基本目標4

ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の就労の増加や就労希望の増加、それにともなう保育サービスのニーズの増加・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するために、保育及び地域サービスの向上に努めます。また、男女がともに家庭責任を果たしながら仕事をし、自分らしく生きることができる環境となるよう啓発や支援に努めます。

基本目標5 母子及び乳幼児等の健康の確保

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、思春期保健、小児医療などライフステージごとの健康推進に取り組みます。

基本目標6 生きる力を育む教育の推進

次代の主人公である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし豊かな人間性を育む家庭教育、子どもの個性や人格を尊重したゆとりある学校教育など教育環境の整備に努めます。さらに、遊びや自然体験、文化・芸術活動、スポーツ活動等を通して豊かな人間性や社会性、創造性を育んでいけるよう、地域や家庭と学校が連携してさまざまな遊びや体験の場の整備や機会の提供に取り組んでいきます。

基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れが安心して暮らせるよう、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。

また、子どもを犯罪や交通事故の被害から守る取り組みを、関係機関や地域と連携して推進します。

基本目標8

要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりを推進するため、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るために支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実に努めます。

3. 施策の体系

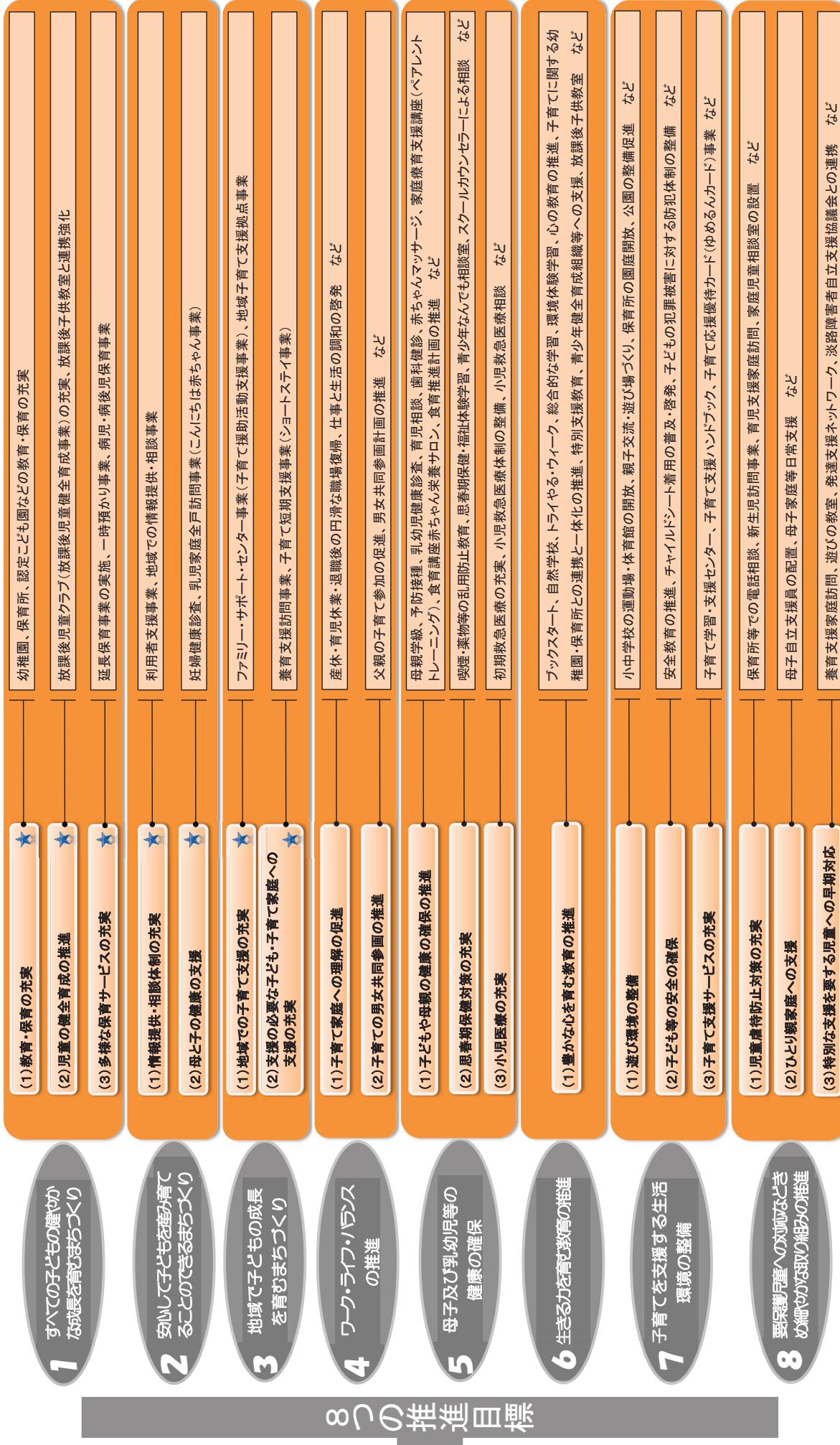
基本理念を実現するため、以下の基本目標、基本施策に基づき計画を推進します。



【基本目標】

【基本施策】

【主な事業】



「地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ」





第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

地域の子どもが必要な教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内の量の見込みを設定しました。

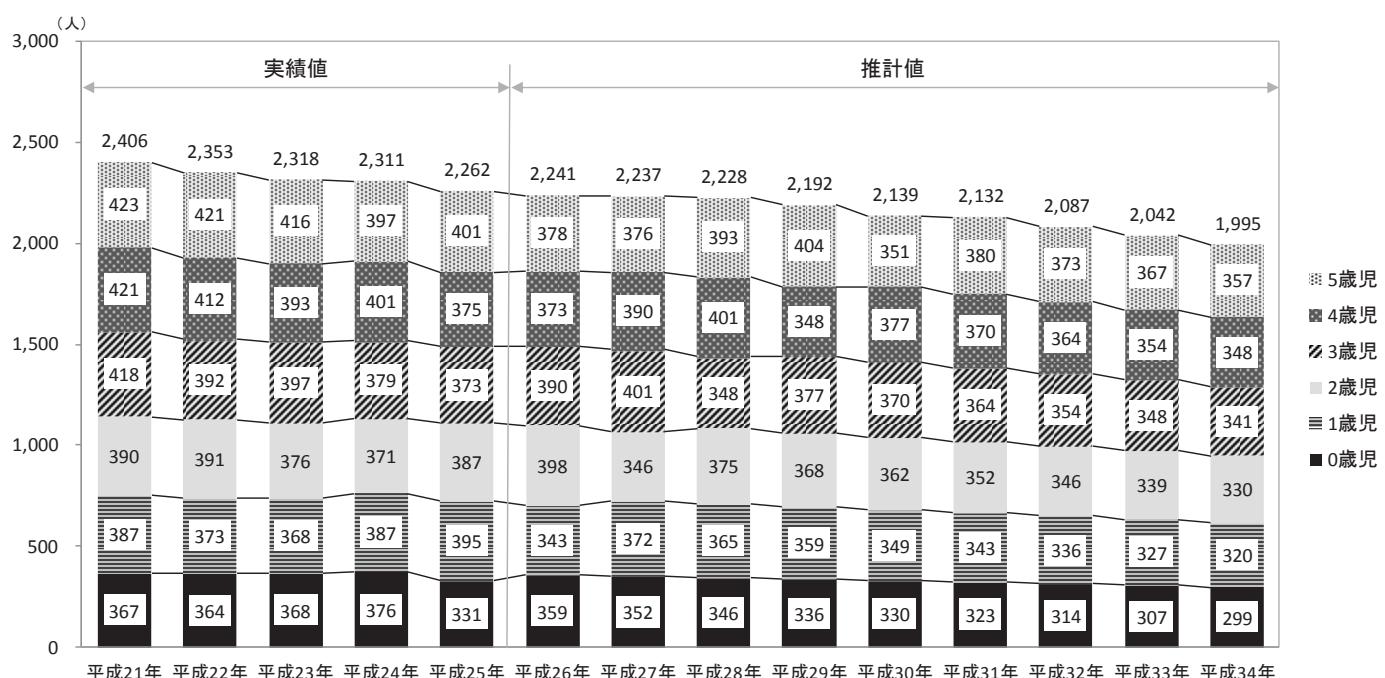
また、設定した量の見込みに対する教育・保育の提供体制の内容を定め、その実施時期を設定しました。

量の見込み、確保方策にあたっては、将来の人口推計に基づいて設定しました。

1. 将来推計人口

(1) 就学前児童の人口推計

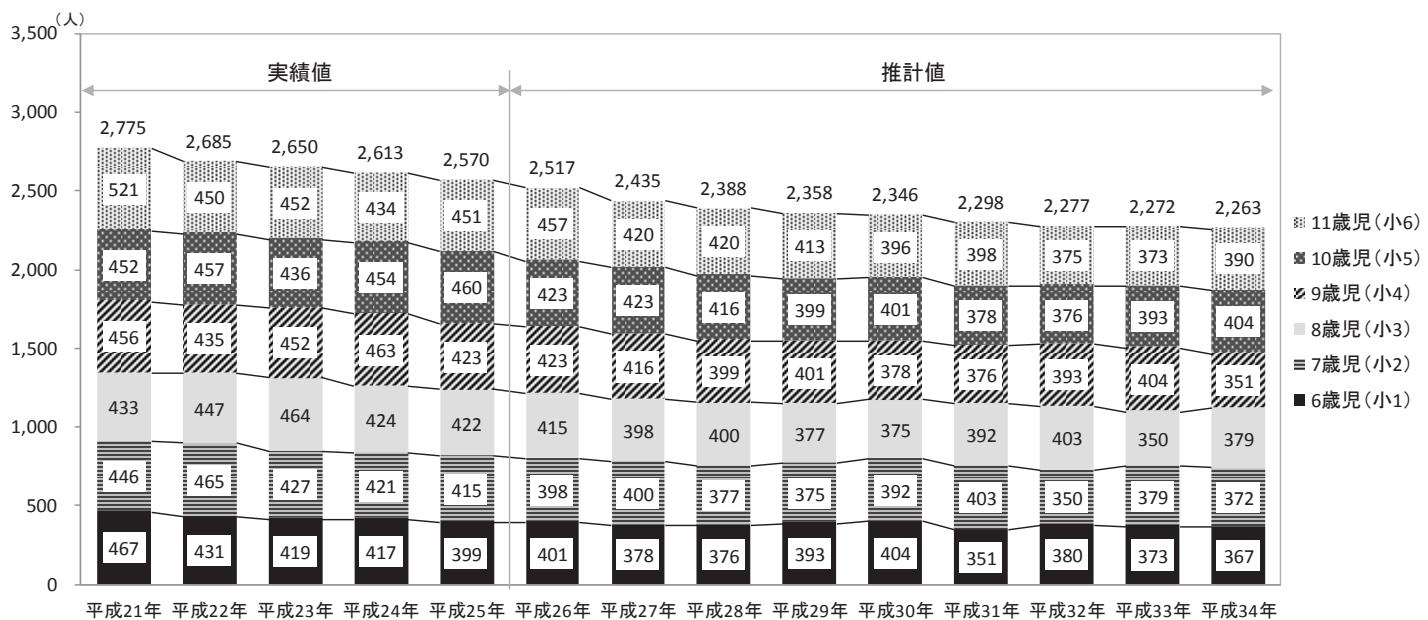
0歳から5歳までの就学前児童の推計人口をみると、平成26年には2,241人となっていますが、平成30年では2,139人、平成34年では1,995人と減少しています。



※住民基本台帳(各年3月現在)をもとに、コホート変化率法を用いた推計。

(2) 就学児童の人口推計

6歳から11歳までの小学校児童の推計人口をみると、平成26年には2,517人となっていますが、平成34年には2,263人と、各年で減少しています。



※住民基本台帳(各年3月現在)をもとに、コーホート変化率法を用いた推計。

※コーホート変化率法とは

同年(または同期間)に出生した集団をコーホートといい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来も大きく変わらないものとして人口を推計する方法。

この方法は、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。



2. 認定区分

子ども・子育て支援法では、市町村が保育の必要性を3つの区分に認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっています。認定の区分は下記のとおりとなります。

3つの認定区分

1号認定

- ・**満3歳以上**の学校教育のみ(保育の必要性なし)の子ども

2号認定

- ・**満3歳以上**で、保育の必要性の認定を受けた子ども

- 2号(教育)：保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども
- 2号(保育)：保育を必要とする子ども

3号認定

- ・**満3歳未満**で、保育の必要性の認定を受けた子ども



3. 教育・保育提供区域

本市における教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を勘案して、全市を1区域として定めます。放課後児童クラブについては、各小学校の在校児童が対象となるため、小学校区を教育・保育提供区域として定めます。

(1) 教育・保育

区域の設定	
教育・保育給付(施設、地域型保育事業)	1区域

(2) 地域子ども・子育て支援事業

区域の設定	
① 利用者支援事業【新規】	1区域
② 延長保育事業(時間外保育事業)	1区域
③ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学校区
④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	1区域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	1区域
⑥ 養育支援訪問事業	1区域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1区域
⑧ 一時預かり事業	1区域
⑨ 病児・病後児保育事業	1区域
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域
⑪ 妊婦健康診査	1区域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	1区域
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	1区域

4. 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。本市では、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者が幼児期の学校教育や保育を充実させるよう努めます。このため、施設間の連携や情報提供等を行い、協力体制を図れるよう支援をしていきます。

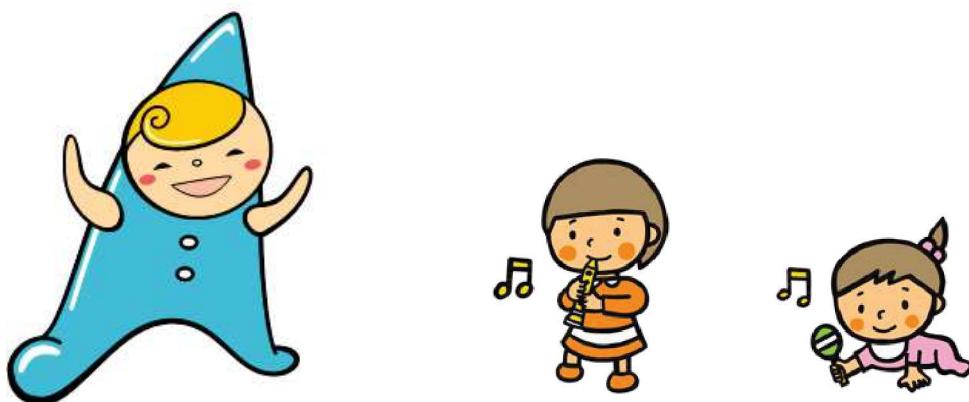
認定こども園は幼稚園と保育所の機能や両方のよさを合わせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用ができるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用することができます。

本市では、平成26年5月に「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」から、今後の保育所がめざすべき基本的な考え方が提言されました。提言の三本柱として、保育所の施設整備、保育サービスの向上、施設運営の効率化が示されています。

この三つの考え方に基づいて、施設整備については、老朽化を踏まえた大規模改修や保育室の増設等を行い、保育サービスの向上については、延長保育や土曜日保育などの利用拡大に努めます。施設運営の効率化については、利用者ニーズに柔軟に対応できる認定こども園の設置に向けて具体策を検討し、実現をめざしていきます。

認定こども園へ移行するには、既存施設の改修や整備、職員体制の確保が必要であり、統合等の機会に新設する場合においては設置場所の確保が問題となってきます。幼稚園・保育所の分布状況や利用意向など地域の実情を踏まえ、認定こども園への移行が円滑に進めていくよう、さまざまな課題に対して適宜、検討していきます。

また、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による施設整備や運営（民間移管）についても検討していきます。



5. 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

(1) 幼稚園及び認定こども園（保育の必要のない児童）

【事業内容】

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。

【現状】

市内には幼稚園が7園（公立6園、私立1園）あり、平成26年度の児童数は123人となっています。そのうち、公立3園では日常的に交流保育を実施しています。

【量の見込みの算出の考え方】

3歳、4歳、5歳の幼稚園の量の見込みは、平成26年度の利用実績（人口に対する利用児童数の割合、10.8%）を推計人口に乗じて算出した値とします。

利用実績から算出した値は、2号認定（教育）を希望する人が含まれると考えられるため、アンケート調査に基づいた2号認定（教育）の算出結果を引いて、1号認定の量の見込みとします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	合計	126	123	122	118	120
	1号	41	40	40	38	39
	2号(教育)	85	83	82	80	81
②確保方策	教育・保育施設 (幼稚園、認定 こども園)	126	123	122	118	120
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できています。今後は、保護者の多様なニーズとその選択に応じるため、施設の立地場所などさまざまな課題を解決しながら、幼稚園の適正規模の教育環境整備や、認定こども園への移行によって共働き家庭の保育利用の希望にも応えられるような制度設計を行います。

(2) 保育所及び認定こども園（保育の必要な児童）

【事業内容】

「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

【現状】

市内には保育所が 17 園(公立 13 園、私立 4 園)あり、平成 26 年度の児童数は 1,301 人となっています。

【量の見込みの算出の考え方】

保育所の量の見込みは、平成 26 年度の利用実績（人口に対する保育所を利用している児童の割合）を推計人口に乗じて算出した値とします。

利用実績は 2 号認定（3-5 歳）は 88.8%、3 号認定（1-2 歳）は 37.5% となっています。3 号認定（0 歳）の利用実績は、3.1% ですが、今後の利用希望の増加を考慮して、6.2% に補正して、量の見込みを算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	合計	1,326	1,312	1,295	1,261	1,269
	2 号(保育)	1,036	1,014	1,002	975	989
	3 号(0 歳)	22	21	21	20	20
	3 号(1-2 歳)	268	277	272	266	260
②確保方策	合計	1,326	1,312	1,295	1,261	1,269
	教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	1,320	1,306	1,289	1,255	1,263
	2 号(保育) 市内:1,016	1,036 市内:1,016	1,014 市内:994	1,002 市内:982	975 市内:955	989 市内:969
	広域利用受入※ 洲本市:20	洲本市:20	洲本市:20	洲本市:20	洲本市:20	洲本市:20
	3 号 市内:274	284 市内:274	292 市内:282	287 市内:277	280 市内:270	274 市内:264
	広域利用受入※ 洲本市:10	洲本市:10	洲本市:10	洲本市:10	洲本市:10	洲本市:10
	地域型保育事業 (事業所内保育)	6	6	6	6	6
	3 号	6	6	6	6	6
② - ①		0	0	0	0	0

※「広域利用受入」は市外から本市への受入児童数。本市では、洲本市と広域利用について協議し、量の見込みと確保方策を検討するにあたり、児童の受入れに合意しています。

※本市在住で洲本市の保育施設を利用する児童については、平成 27 年度から平成 31 年度まで各年、1 号で 10 人、2 号で 10 人、3 号で 10 人の委託を合意しています。

【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できています。よって、既存の保育所 17 施設での提供体制を確保します。

今後は、「南あわじ市保育所のあり方検討委員会からの提言」（P.40 参照）を受け、保育施設の老朽化や施設ごとの利用児童数の偏りなどの解消に向けて、施設の民営化や統廃合も視野に入れながら、適正規模の保育環境の整備や保育サービスの向上に努めます。また、すべての子どもが利用できる認定こども園への移行についても検討を進めています。

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

（1）利用者支援事業【新規】

【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

本事業は新規事業であるため利用実績はありませんが、アンケート調査において、「母親学級および保健センターの情報・相談サービス」の利用意向を尋ねたところ、40.3%を超えており、一定のニーズがあると考えられます。

【量の見込みの算定の考え方】

本市の実情に応じたニーズ量に対応することのできる体制を見込みます。日常的に利用ができ、相談機能を有する場として、1か所を量の見込みとします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：か所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	利用者支援 事業	1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育事業や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。このため、庁舎内に利用者支援事業の窓口を設置し、提供体制を確保します。

(2) 延長保育事業（0～5歳）

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【現状】

3か所の保育所で実施しています。平成25年度において、延べ利用者数は649人となっています。

【量の見込みの算出の考え方】

平成25年度実績から、保育所を利用している児童数の内、本事業の利用数割合から算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	合計	697	690	680	663	667
	2号保育	549	537	531	517	524
	3号保育	148	153	149	146	143
②確保方策	延長保育 事業	654	659	664	663	667
② - ①		▲ 43	▲ 31	▲ 16	0	0

【今後の取り組み】

量の見込みが提供体制を上回っているため、既存の保育所等での利用定員を増やし、提供体制を確保します。平成27年度から29年度に5人ずつ、31年度に4人利用定員を増やします。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

小学1年生～3年生を対象に、市内10小学校区で開設しています。平成26年度の登録児童数は259人（平成26年5月1日現在、定員240人）となっています。

【量の見込みの算出の考え方】

国の放課後児童健全育成事業に関する調査結果の利用意向率を推計人口に乗じて量の見込みを算出します。

小学校高学年（4～6年生）は、算出結果に、アンケート調査から放課後児童クラブを利用している人（低学年）で、高学年になっても利用を希望している割合を用いて算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		356	349	346	351	344
②確保方策	放課後児童 クラブ	280	300	320	340	344
② - ①		▲ 76	▲ 49	▲ 26	▲ 11	0

※小学校区別は下表。

【今後の取り組み】

子ども・子育て支援新制度では、就学児童を対象に実施することとされており、各施設の受入は施設面積や人員配置等の基準を踏まえながら弾力的に運用し、全体の受入れ人数を増員します。また、未開設校区における見込み量の不足を見込んでいます。未開設校区の解消に向けて、利用意向を把握しながら開設体制が整った校区から順次開設します。

国においては、次代を担う人材育成の観点から、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が放課後等における多様な体験活動を行う放課後子ども総合プランが進められています。本市では、同プランを計画的かつ合理的に推進するため、担当部局を一元化し、余裕教室等の活用状況について学校と協議を進めます。また、放課後児童クラブと放課後子供教室の利用ニーズを把握するため保護者説明会などを開催しながら整備形態や開所時間を検討し、両事業のスタッフが連携し、一体的に運営ができるよう、平成31年度までに一体型として3か所整備することをめざします。

なお、提供区域については、各小学校区として算出しています。

■小学校区別

単位：人

小学校区		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
広 田	①量の見込み	40	40	40	40	40
	②確保方策	40	40	40	40	40
	②－①	0	0	0	0	0
倭 文	①量の見込み	20	20	20	20	20
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②－①	0	0	0	0	0
榎 列	①量の見込み	30	30	30	30	30
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②－①	0	0	0	0	0
八 木	①量の見込み	30	30	30	30	30
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②－①	0	0	0	0	0
市	①量の見込み	30	30	30	30	30
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②－①	0	0	0	0	0
神 代	①量の見込み	20	20	20	20	20
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②－①	0	0	0	0	0
賀 集	①量の見込み	20	20	20	20	20
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②－①	0	0	0	0	0
北阿万	①量の見込み	25	25	25	25	25
	②確保方策	25	25	25	25	25
	②－①	0	0	0	0	0
阿 万	①量の見込み	20	20	20	20	20
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②－①	0	0	0	0	0
松 帆	①量の見込み	25	25	25	25	25
	②確保方策	25	25	25	25	25
	②－①	0	0	0	0	0
福 良	①量の見込み	20	20	20	20	20
	②確保方策	20	20	20	20	20
	②－①	0	0	0	0	0
辰美・湊・西淡志 知・三原志知・沼島	①量の見込み	76	69	66	71	64
	②確保方策	0	20	40	60	64
	②－①	▲ 76	▲ 49	▲ 26	▲ 11	0

(4) 子育て短期支援事業【ショートステイ】(0~5歳)

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【現状】

2施設でショートステイの受入れを実施しています。利用者数は、平成22年度から26年度の5年間において1人となっています。

【量の見込みの算定の考え方】

量の見込みは利用実績と比較して多くなっていますが、一定のニーズがあると考え、アンケート調査結果に基づいて算出した結果を量の見込みとします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		26	26	25	25	25
②確保方策	子育て短期 支援事業	26	26	25	25	25
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

既存の2施設で提供体制を確保します。



(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

平成26年度における訪問家庭数は、340件で、実施率は97.0%となっています。

【量の見込みの算定の考え方】

本事業は、全戸訪問事業であり、訪問数は100%であることから、0歳人口を量の見込みとします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		352	346	336	330	323
②確保方策	乳児家庭全戸 訪問事業	352	346	336	330	323
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

本事業は、全戸訪問事業であり、訪問数は各年度の人口推計値をニーズ量として100%を想定し、提供体制を確保します。

訪問をきっかけにして、育児不安のある親の支援を個別に行っていますが、今後は親同士のグループ活動を支援する必要性も出てきています。



(6) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

【現状】

本市では、乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要な家庭を再度訪問することで養育支援訪問を実施しています。

【量の見込みの算定の考え方】

量の見込みは、乳幼児全戸訪問事業において、支援が必要な家庭に再度訪問した件数のうち、養育支援が必要な家庭を対象とした訪問件数とします（平成 22 年度から 25 年度の訪問件数の最大値）。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		9	9	9	9	9
②確保方策	養育支援訪問 事業	9	9	9	9	9
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

養育が困難な家庭を早期に発見し支援することが大切であるため、養育支援の必要な家庭への訪問は必須と考え、対象家庭への提供体制を確保します。



(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

地域子育て支援拠点として、子育て学習・支援センターを開設しています。就園前の乳幼児である0-2歳児の登録者数をみると、平成25年度で301人となっています。

【量の見込みの算定の考え方】

利用実績から各年齢の登録率、利用日数を算出し、推計人口に乗じて量の見込みを算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		9,552	9,780	9,588	9,384	9,180
②確保方策	地域子育て 支援拠点事業	9,552	9,780	9,588	9,384	9,180
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

子育て学習・支援センター（1か所）で提供体制を確保します。今後は、子育て学習・支援センターに支援アドバイザーを配置し、子育て支援の総合的な拠点に発展していくことに努めます。



(8) 一時預かり事業（0～5歳）

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として戸間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、次の2種類があります。

- (8) - ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）
- (8) - ② 幼稚園における在園児以外の一時預かり（0～5歳）

(8) - ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）

【現状】

本市では、大部分の幼稚園児が平日、定期的に利用しています。平成25年度の延べ利用者数は26,400人日となっています。

【量の見込みの算定の考え方】

アンケート調査結果に基づいて算出した結果から、親族等に預けることができると回答した保護者の割合を控除します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		30,240	29,520	29,280	28,320	28,800
②確保方策	一時預かり 事業	30,240	29,520	29,280	28,320	28,800
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

すべての幼稚園において、教育時間を超えて預かり保育を希望する在園児童を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を実施し、提供体制を確保します。

(8) - ② 幼稚園における在園児以外の一時預かり（0～5歳）

【現状】

公立保育所2園、ファミリー・サポートくらぶで実施しており、平成25年度の延べ利用者数は1,587人日となっています。

【量の見込みの算定の考え方】

アンケート調査結果に基づいて算出した結果から、親族等に預けることができる回答した保護者の割合を控除します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,582	1,576	1,550	1,513	1,508
②確保方策	一時預かり 事業	1,582	1,576	1,550	1,513	1,508
② - ①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

既存の保育所、ファミリー・サポート・センター等で提供体制を確保します。両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育儿疲れ解消等の理由などに対応した一時的な保育の支援充実に取り組んでいきます。



(9) 病児・病後児保育事業（0～5歳）

【事業内容】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【現状】

本市では、本事業を実施していないため、利用実績はありません。

【量の見込みの算定の考え方】

アンケート調査結果に基づいて算出した結果では量の見込みが多く、実情からかけ離れた値であるため、国の示す調査報告（「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」）における利用実績を用いて量の見込みを算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		340	338	333	326	322
②確保方策	病児・病後児 保育事業	0	338	333	326	322
② - ①		▲ 340	0	0	0	0

【今後の取り組み】

通所している園児が、病気又は病気回復期のため集団生活が困難な時期に、看護師、保育士により一時的に子どもを預けるニーズに対応します。平成 28 年度から病後児対応の体制を整備し、提供体制の確保に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（小学生）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

【現状】

本市では、ファミリー・サポートくらぶとして乳幼児を対象に相互援助活動を実施していますが、小学生を対象にした相互援助活動は未実施です。

【量の見込みの算定の考え方】

アンケート調査結果に基づいて算出した結果から、利用希望日数を補正し全体の平均希望日数を用いて量の見込みを算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		173	170	169	173	169
②確保方策	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	0	170	169	173	169
② - ①		▲ 173	0	0	0	0

【今後の取り組み】

既存の施設等を活用して子育て援助活動支援事業を実施する提供体制を確保します。また、ファミリー・サポート・センター事業としてのPRを強化し、会員の増員を図っていきます。



(11) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

【現状】

医療機関等で受診した妊婦健康診査に係る費用の一部を補助しています。平成26年度において、助成数は390人となっています。

【量の見込みの算定の考え方】

母子ともに健康で安心して出産するためにも、妊婦すべてが受診すること（受診率100%）をめざして、人口推計の結果を基に、妊娠期間が2カ年にわたることを考慮して量の見込みを算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人、回/年

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①	量の見込み	376	365	359	351	342
② 確保方策	妊婦健康診査	376	365	359	351	342
	健診回数	4,858	4,704	4,620	4,508	4,382
②	－ ①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診の受診率100%を想定し、啓発及び提供体制を確保します。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の取り組み】

今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の取り組み】

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、支援チームを設け、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。



第6章 計画の推進・評価等

1. 計画の推進

本計画を推進するために、庁内の関係部局との緊密な連携を図るとともに、関係機関・団体との連携を図ります。

2. 計画の評価・検証

本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。計画における量の見込みと大きく乖離する場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画内容を見直します。

点検や評価、計画の見直しについては、南あわじ市子ども・子育て会議に報告して検証し、計画に反映します。

また、進捗状況については市のホームページ等で市民に公表します。

資料編

1. 南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿

部門別	団体名	氏名
子どもの保護者	幼稚園PTA(津井)	青木京
	保育所(園)保護者会(志知)	東庄友美子
教育・保育関係者	私立保育所・幼稚園(みかり会理事長)	谷村誠
	小学校長会	当村雅美
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育て学習・支援センター	川西淳子
	放課後児童クラブ	榎本幸代
	民生委員児童委員連合会	門田照子
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	神戸親和女子大学発達教育学部 教授	戸江茂博◎
地域支援関係	連合自治会	桝尾正明
	公民館長	高田末子○
就労環境関係	淡路さゆり幼稚園事務長	志内克義
市関係	教育委員会教育部長	太田孝次
	健康福祉部長	馬部総一郎

平成27年3月

◎会長 ○副会長

2. 南あわじ市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日
条例 第 29 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織及び委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 教育又は保育の関係者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部少子対策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、市長が招集する。(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)



南あわじ市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

●編集・発行 兵庫県南あわじ市 健康福祉部少子対策課
平成27年4月～ 福祉部子育て支援課
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22-1
TEL 0799-43-5219
